

## 意見書

平成25年4月12日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116

(ふりがな) おおさかしきたくなかのしま3ちょうめ3ばん23ごう  
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふりがな) かぶしきかいしゃけい・おぶていこむ  
氏 名 株式会社ケイ・オプティコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄

電話番号

電子メールアドレス

(連絡先: )

「メタル回線のコスト在り方に関する検討会」報告書(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

報告書(案)における意見対象箇所	弊社意見
<p>○第4章 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法 2. 加入者回線に係る施設保全費等の配賦方法の見直しの方向性 (3) 考え方</p> <p>○第6章 メタル回線コストの見直し実施の方向性 2. メタル回線コストの見直し実施について考え方 (2) 加入光ファイバ接続料への影響緩和の考え方 1) 配賦方法の見直し また、配賦方法の見直しの影響の緩和の方法については、配賦方法の見直しが接続会計に反映されること、接続料算定に際しては、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとる観点から、例えば、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等により、調整を行うことが考えられる。</p>	<p>施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法の見直しは、メタル回線と光ファイバ回線双方の接続料算定の更なる適正化、精緻化に資するものと考えます。</p> <p>しかしながら、報告書(案)42ページの記述(左記参照)によれば、加入光ファイバ接続料への影響緩和措置を講ずることが、メタル回線および光ファイバ回線の各接続料を恣意的に設定することになりかねないと危惧されるところです。</p> <p>そのため、加入光ファイバ接続料への影響緩和措置の検討にあたっては、接続料算定における恣意性の排除および公正な競争環境の確保を前提として、慎重に取組を進めていただくことを要望します。</p> <p>加えて、IP網や光ファイバ回線への移行円滑化や加入光ファイバ接続料の上昇抑制を理由に、接続料算定の適正化が妨げられることのないよう、適正性向上に向けた取組を着実に推進いただくことを要望します。</p>
<p>○第6章 メタル回線コストの見直し実施の方向性 2. メタル回線コストの見直し実施について考え方 (2) 加入光ファイバ接続料への影響緩和の考え方 2) 回線管理運営費の見直し 次に、回線管理運営費の平準化の見直しについては、現時点において、配賦方法の見直し単独でも、加入光ファイバ接続料への影響緩和措置をとることを検討せざるを得ない見込みであることを踏まえれば、1)の配賦方法の見直しと同時に回線管理運営費の平準化の見直しを実施することは、困難と考えられる。 (中略) したがって、全体として、将来のある時点における回線管理運営費の平準化の見直しによる影響は、メタル回線についても、光ファイバ回線についても、現時点で予見することは困難である。このため、将来における回線管理運営費の平準化の見直しの適否の判断については、今後に委ねることとし、現時点で行わないことが適当である。</p> <p>○報告書(案) 参考資料1 資料3 4</p>	<p>メタル回線と光ファイバ回線双方の接続料算定の更なる適正性向上の観点から、回線管理運営費の平準化は見直すべきと考えます。</p> <p>回線管理運営費の平準化について、平成17年2月25日情報通信審議会答申(実際費用方式に基づく平成16年度の接続料等の改定)において示された考え方は次のとおりです。</p> <p>ドライカップ及び光ファイバの回線管理運営費については、再意見にあるように原則的には個別に原価を算定して各々接続料を設定すべきであるが、現時点においてはその需要数が非常に少ないなど個別に回線管理運営費を設定するのは時期尚早と考えられる状況にあることから、個別に接続料を設定しなかったものである。</p> <p>したがって、これらの回線管理運営費については、<u>回線数が十分に増加した段階で個別に算定することが適当である。</u> (考え方2)</p> <p>一方、平成16年2月17日情報通信審議会答申(実際費用方式に基づく平成15年度の接続料等の改定(考え方3))によれば、ラインシェアリングの回線管理運営費を個別に算定している背景は、「DSL サービスの加入者数が急増」したことに伴う当該回線数の著しい増加に対処するためと認識しておりますが、ドライカップの稼働回線数は、ラインシェアリング</p>

報告書(案)における意見対象箇所	弊社意見
(続き)	<p>のそれを上回っている（本報告書（案）参考資料1 資料34）ことから、現時点においてはラインシェアリングの回線管理運営費のみを個別に算定する合理的な根拠はないものと考えます。</p> <p>前述の内容を踏まえれば、回線管理運営費の平準化を継続することは、接続料の恣意的な設定を容認することにほかならず、接続料の適正性および公正な競争環境が損なわれるものです。さらに、回線管理運営費の平準化は、コストを設備区分に帰属させる接続会計の基本的な考え方に反するだけでなく、機能毎に接続料を算定する意義も損なうものです。</p> <p>したがって、回線管理運営費の平準化をあらためて見直し、接続料算定の更なる適正化を一層推進すべきと考えます。</p> <p>なお、メタルおよび光ファイバの接続料への影響緩和を検討するのであれば、まずは接続料算定の適正化を進めた後に、次の段階で検討に着手すべき考えます。</p>

以上